

倉敷記念病院（通所リハビリせいわ）
通所リハビリテーション運営規程
（介護予防通所リハビリテーション運営規程）

第1条 医療法人誠和会が開設する倉敷記念病院（以下、「事業所」という）が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように在宅ケアの支援に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
 - 3 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 4 サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービス提供上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部の情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（名称及び所在地）

- 第4条 当事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
- （1）名称 倉敷記念病院 （通所リハビリせいわ）
 - （2）開設年月日 平成20年1月1日

- (3) 所在地 岡山県倉敷市中島 7 7 0 - 1
(4) 電話番号 (086) 460-0020 FAX 番号 (086) 465-1411
(5) 管理者 岡崎 守宏
(6) 介護保険指定番号 3 3 1 0 2 1 0 4 1 8

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 当事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1 人 (常勤 医師)
管理者は、通所リハビリせいわに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師 2 人 (常勤管理者 1 名、非常勤 1 名)
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 看護職員 2 人以上
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う
ほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- ④ 介護職員 7 人以上
介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- ⑤ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
理学療法士・作業療法士 1 人以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑥ 管理栄養士 1 人 (常勤兼務)
管理栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ⑦ 事務員 1 人 (常勤兼務)
事務員は、施設運営に必要な業務に従事する。
- ⑧ 調理員 業務委託

(営業日及び営業時間)

第 6 条 当事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日
(ただし、8 月 14・15 日、12 月 31 日から 1 月 3 日を除く)
- ② 営業時間 8 時 30 分から 17 時 30 分
サービス提供時間 単位Ⅰ：8 時 30 分から 17 時
単位Ⅱ：8 時 30 分から 13 時
単位Ⅲ：13 時から 17 時 00 分
- ③ 電話により 24 時間常時連絡可能な体制とする。

(利用定員)

第7条 当事業所の通所リハビリテーションの利用定員は、単位Ⅰ：45名、単位Ⅱ：20名、単位Ⅲ：20名とする。

(事業の内容)

第8条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、身体状況を把握し、健康管理に努める。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 5 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 6 リハビリテーションマネジメント加算：通所リハビリテーションにおける、リハビリテーション実施計画の基準に適合した通所リハビリテーション施設。
- 7 短期集中リハビリテーション実施加算：通所リハビリテーション実施計画に基づき多職種協働による、短期集中的なリハビリテーションを実施した場合。
- 8 栄養マネジメント加算：通所リハビリテーション利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて栄養マネジメントの実施、及び定期的な評価と見直しのプロセスを実施した場合。
- 9 口腔機能向上加算：通所リハビリテーションにおいて、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し、多職種協働による口腔機能改善のための計画に基づく適切なサービスの実施、及び定期的な評価と見直しのプロセスを実施した場合。
- 10 若年性認知症ケア加算：通所リハビリテーションにおいて、若年性認知症の利用者を対象に、高齢者のサービス提供とは区分して利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。

(通常の事業の実施範囲)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする

- (1) 倉敷市 (児島地区は除く)

(利用料その他の費用の額)

第10条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 利用料として、食費、嗜好品費（おやつ代）、おむつ代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(キャンセルにかかる費用)

第 11 条 通所リハビリテーションサービスの利用日当日キャンセルした場合には、事業所の定めるキャンセル料が発生するものとする。

(苦情処理の体制)

第 12 条 苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受付ける。

苦情受付窓口（担当者）

倉敷記念病院（通所リハビリせいわ）

担当窓口 景山 靖

電話番号 (086) 460-0020

受付時間

毎週 月～土曜日（8：30～17：30）

2 苦情処理のために講ずる処置

当事業所の定める苦情処理の体制・手順にそって円滑かつ迅速に対応する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当事業所のサービス利用にあたっては、利用者または家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。

2 利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又は主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を次の通りとする。

- ・ 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただきこととする。食事は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・規定できる権限を委任いただくこととする。
 - ① 事業所内での飲酒は原則禁止とする。また、館内での喫煙は禁止する。
 - ② 特品・備品等の持ち込み物は、必ず名前を書く。おやつを持ち込みは原則禁止とする。

- ③ 貴重品は事業所内に持ち込まない。また、所持金については利用者本人が管理し、原則 3000 円以内とする。その他やむを得ない場合は事務所に相談する。
- ④ 宗教活動は原則禁止とする。
- ⑤ ペットの持ち込みは禁止とする。
- ⑥ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ⑦ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ⑧ 無断での備品の位置、または形状を変えることを禁止する。
- ⑨ 金銭または物品によって賭け事をすることを禁止する。
- ⑩ 利用者などは管理者、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員などの指導による通所リハビリ日程を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- ⑪ 利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに管理者または通所リハビリ担当職員に届けなければならない。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法に規定する消防計画に基づき、防火管理者を設けて平素から非常災害対策の徹底を計る。

- (1) 火元責任者の設置と日常の防災自主チェックの実施
- (2) 非常災害発生時の連絡網の改訂整備
- (3) 非常災害用設備の保守管理（点検は契約業者実施）
- (4) 年間 2 回以上の非常災害訓練（通報消火避難を含む総合訓練とする）

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 当事業所が行うサービス提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（職員の服務規律）

第 18 条 職員は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1）通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 19 条 従業者の資質を高め、利用者に対するサービス向上を計るため採用時研修を採用後 2 週間以内に行う。

- 2 当法人は、従業者の看護、介護レベルの向上を目指し、法人内において、職員を対象とした勉強会を月一回実施する。また、各種組織、団体の実施する施設外研修においても、出来る限り参加するように努める。

（職員の勤務条件）

第 20 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人誠和会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 21 条 職員は、この法人が行う年 2 回の健康診断を受診すること。

（衛生管理）

第 22 条 通所者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理士等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 23 条 従業者は、業務上知り得た情報については、就業規則の定めるところに従い、在職中、在職後を問わず秘密を保持する。また従業者に対して、正当な理由が無く、その業務上その知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教

育を行う。

- 2 ご利用者に対するサービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報及びご家族の情報が必要な場合には、その旨を説明し同意を得た上で公開させていただきます。

(その他運営に関する留意事項)

第 24 条 当事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めない、運営に関する重要事項については、医療法人誠和会 倉敷記念病院の役員会において定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

平成 21 年 3 月 1 日 改訂

平成 21 年 7 月 15 日 改訂

平成 24 年 9 月 1 日 改訂

平成 25 年 1 月 1 日 改訂

平成 29 年 4 月 1 日 改訂

平成 30 年 4 月 1 日 改訂

平成 30 年 8 月 1 日 改訂

令和 1 年 5 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂